令和８年（フ）第１２６７号
埼玉県新座市馬場四丁目12番60―503号
債務者　嶋田希偉人
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９４号
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛22番地　ハーモニーライフ宮代、旧住所埼玉県蓮田市関山２丁目８番28号　リバーサイド栗原103号
債務者　泉　　光治
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３２号
さいたま市緑区東浦和３丁目17番地12　ワコーレ東浦和Ⅱ302
債務者　北澤　美実
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３８３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1669番地８　ハイツ90―１号
債務者　鴻巣　翔也
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区６棟202号
債務者　大場　常美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目３番52号　正和第四202―３
債務者　児玉　祐樹
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
埼玉県熊谷市久下1809番地２
債務者　江森　桃乃
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１３６号
千葉県銚子市小畑新町8447番地　ホーメストE
債務者　久保木房司
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第５９１号
川崎市川崎区鋼管通１丁目21番２号
債務者　梅谷　　望
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６００号
川崎市高津区久末1920番地１　市営住宅Ａ―306
債務者　小松　晴美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６９号
岐阜県恵那市大井町2716番地166　恵那市養護老人ホーム恵光園、従前の住所岐阜県恵那市大井町2714番地104　丸池４住宅181号
債務者　髙橋　邦子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１４４号
愛知県新城市平井字東原30番地　東原住宅Ｂ棟102号
債務者　秋田　陽介
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８０号
愛知県豊川市蔵子５丁目５番地６
債務者　堀田　智絵
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３６６号
大阪府泉佐野市鶴原1065番地の３（304）
債務者　中筋　梨絵
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３６９号
大阪府岸和田市春木本町３番24―306号
債務者　宗田　郁代
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７１号
大阪府岸和田市下松町1092番地の14
債務者　中川　尚治
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係